

# 社団法人 東京電機大学校友会定款

大正12年10月30日認可

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人東京電機大学校友会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田錦町1丁目4番地学校法人東京電機大学6号館内におく。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、学校法人東京電機大学と緊密に連繋を保持し、その発展に協力し、会員相互の親睦研修と、理工学に関する学術の進歩を図り、もって教育、学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一 理工学に関する研究発表会、講演会、談話会等の開催
- 二 機関誌ならびに理工学に関する図書、雑誌の編集発行および閲覧購読のあっせん
- 三 会員の事業経営ならびに技術および法律に関する相談
- 四 国家、資格試験および就職に関する指導
- 五 学校法人東京電機大学発展のための事業
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な事業

(同窓会・支部・電機会)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するための同窓会、支部および電機会を設けることができる。

## 第3章 会員および会費

(会 員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）を卒業した者で、会費を納入した者。
- 二 準会員 現に学校法人東京電機大学の設置する学校に、在学している学生、生徒。
- 三 特別会員 現に学校法人東京電機大学の教職員である者。

四 賛助会員 この法人の趣旨目的に賛同して金10万円以上の賛助会費を納める者または団体。

五 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で評議員会の議決をもって推薦された者。

#### (入 会)

第7条 正会員になる者は、会費をそえて入会届を提出し、入会するものとする。

- 2 準会員になる者は、入会届を提出し、入会するものとする。
- 3 準会員は、学校卒業と同時に正会員となる。
- 4 準会員は、別に定める規定により、卒業後の会費を積立ることができる。

#### (資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退 会
- 二 禁治産または準禁治産の宣告
- 三 死亡、失踪宣告
- 四 除 名

#### (退 会)

第9条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

#### (除 名)

第10条 会員が次の各号の1つに該当するときは、総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- 一 会費を滞納したとき
- 二 この法人の定款または規定に違反したとき
- 三 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき

#### (会 費)

第11条 正会員会費は、次のとおりとする。

- 一 会費は、年会費または終身会費とする。
  - 二 年会費は、年額2,000円とする。
  - 三 終身会費は、金60,000円を一時に納入するものとする。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 役員および評議員

(役員)

第12条 この法人には次の役員をおく。

理事 22名以上28名以内(うち、理事長1名、副理事長3名、常務理事1名を含む)

監事 3名

(理事の選任、承認)

第13条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 評議員のうちから、評議員会で選任する者20名以上24名以内
  - 二 特別会員のうちから、理事会で推せんされ、評議員会で承認された者1名以上3名以内
  - 三 常務理事として、理事会で推せんされ、評議員会で承認された者 1名
- 2 評議員会における理事の選任または承認区分については、施行細則の定めるところによる。
  - 3 理事長および副理事長は、理事の互選で定める。

(理事の職務分掌)

第14条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。
- 4 理事は、理事長の委嘱により会務を分掌する。

(理事の業務)

第15条 理事会は、理事を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会および評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事)

第16条 監事は、評議員のうちから評議員会で選任する。

- 2 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(役員任期)

第17条 役員任期は、次のとおりとする。

- 一 理事の任期は、3年とする。常務理事を除く理事は毎年3分の1を改選する。ただし、再任を妨げない。
  - 二 監事の任期は、3年とし、毎年3分の1を改選する。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に、欠員を生じたときは、次期の役員を改選する評議員会で補欠する。補欠による役員任期は前

任者の残存期間とする。

- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員として、ふさわしくない行為のあった場合には、その任期中であっても、評議員会および総会の議決によりこれを解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員(常務理事を除く)は、無給とする。

(評議員)

第19条 この法人には、評議員500名以上700名以内をおく。

- 2 評議員は、正会員および特別会員のうちから総会で選任する。
- 3 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 評議員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

## 第5章 顧問、参与および職員

(顧問)

第20条 この法人には、顧問若干名をおく。

- 2 顧問には、学校法人東京電機大学の理事長および同法人が経営する学校の長をもってあてる。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、この法人の重要事項につき助言する。

(参与)

第21条 この法人に参与若干名をおく。

- 2 参与は、この法人に対し、功労があったと認められる者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 参与は理事長に対し、意見を述べ、または会務に参与する。

(事務局)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に職員若干名をおき、事務局長が掌理する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 職員の任免は、理事長が行なう。

## 第6章 会 議

(理事会)

第23条 理事会は、原則として毎月1回理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議決)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第25条 評議員会は、理事会で必要と認めるときに、理事長が招集する。ただし、評議員30名以上から会議の目的たる事項を示して、請求のあったときは、請求のあった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

2 評議員の招集は、少なくとも、10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面または会誌をもって通知する。

3 評議員会の議長は、そのつど、出席評議員の互選により定める。

(評議員会の議決)

第26条 評議員会は、評議員50名以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者、および他の会員を代理人として票決を委任した者は出席者とみなす。

2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の承認事項)

第27条 次の事項は、評議員会に提出して、その承認を受けなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録および貸借対照表
- 四 その他理事会で、必要と認めた事項

(総会)

第28条 総会は、毎年1回会計年度終了後、2月以内に、理事長が招集する。ただし、理事会で、必要と認めたと

き、または正会員50名以上から会議の目的たる事項を示して、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、理事長とする。

(総会の招集)

第30条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面または会誌をもって通知する。

(総会の承認事項)

第31条 次の事項は、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録および貸借対照表
- 四 その他理事会で必要と認めた事項

(総会の成立)

第32条 総会は、正会員現在数の20分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項について、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第33条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項の通知)

第34条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第35条 理事会、評議員会および総会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が記名捺印のうえ、これを保存する。

(委員会)

第36条 この法人の事業遂行上必要な事項を審議するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員会に必要な規定は別に定める。

## 第7章 資産および会計

(資産)

第37条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 会 費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の分類)

第38条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、別に定める規定により理事長が管理する。

(基本財産)

第40条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の決議を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(運用資金)

第41条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決

を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合は、そのつど文部科学大臣に届け出るものとする。

(収支決算および剰余金の処理)

第43条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長が作成し、財産目録、事業報告書および会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決ならびに評議員会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(義務の負担および権利の放棄)

第44条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第8章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、理事会、評議員会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第47条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(財産の処分)

第48条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

## 第9章 補 則

(細 則)

第49条 この定款施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て別に定める。

- 1 この定款は、昭和21年7月1日から施行する。
- 2 昭和35年1月25日1部変更  
昭和38年7月2日1部変更  
昭和45年5月21日1部変更  
昭和46年8月12日1部変更  
昭和49年8月7日1部変更  
昭和52年9月6日1部変更  
昭和55年12月24日1部変更  
昭和59年9月26日1部変更  
平成5年5月29日1部変更(細則)  
平成11年4月1日1部変更(細則)

## 東京電機大学校友会定款

### 施行細則

第1条 定款第5条による同窓会・支部・電機会は、次のように組織する。

一 同窓会は

東京電機大学同窓会

東京電機大学中学・高等学校同窓会

東京電機大学電機学校同窓会

とする。

二 支部は原則として、都、道、府、県毎に設ける。

ただし、所属会員200名以上を有する会は、支部とすることができる。

三 電機会は、一定地域または職域等毎に設ける。

2 同窓会、支部および電機会の設立については、別に定めるところによる。

第2条 同窓会、支部および電機会には、その事業達成のため、施行細則に定める補助金等を援助することができる。

第3条 定款第13条第1項第一号の理事は、同窓会、支部、電機会および理事会の推せんした候補者につき、次の区分に従い選任する。

- 一 東京電機大学、東京電機大学短期大学(その前身の諸学校を含む)を卒業した者 6名
- 二 東京電機大学中学校または東京電機大学高等学校(それぞれその前身の諸学校を含む)を卒業した者 3名
- 三 東京電機大学電機学校(その前身の諸学校を含む)を卒業した者 3名
- 四 前各項によらないで選任される卒業者 12名

第4条 理事は、別表のとおり順次毎年改選するものとする。

#### 別 表

選任区分	定款	第1年度	第2年度	第3年度
定款第13条第1項第一号により選任された理事	6	2	2	2
細則第3条第一項の卒業者				
同 第二項の卒業者	3	1	1	1
同 第三項の卒業者	3	1	1	1
同 第四項の卒業者	12	4	4	4
定款第13条第1項第二号により承認された理事	3	1	1	1
定款第13条第1項第三号により承認された常務理事	1			1
合 計	28	9	9	10